（参考様式９－１）

　　欠格事由に該当しない旨の誓約書

平成　　年　　月　　日

　さいたま市長　様

申請者　　　住　所

氏　名（法人にあっては名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| （各サービス基準要綱に定める欠格事由）  (1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。  (2)　法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下、「政令」という。）第35条の２で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。  (3)　労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。  (4)　保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者。  (5)　法第115条45の９の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第６条１項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  (6)　法第115条の45の７第１項の規定による検査が行われた日から法第70条第２項第７号の２に規定する聴聞決定予定日（この場合において、第77条第１項とあるのは、第115条の45の９と読み替えるものとする。）までの間に第６条１項の規定による事業所の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者。  (7)　第７号に規定する期間内に第６条１項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者。  (8)　指定の申請前５年以内に第１号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者。  (9)　役員等のうちに第１号から前号までのいずれかに該当する者を含む者。 |